

令和 7 年度

第 6 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和7年9月12日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和7年度第6回千葉市農業委員会総会を千葉市役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第5号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	7件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	17件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	32件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	35件

<出席委員> (17名)

1番	秋庭重樹	2番	石井一也
3番	小川友安	4番	長谷部衡平
5番	芳澤和哉	6番	小島英男
7番	横山清亮	8番	榎本泉
9番	佐々木貴史	10番	秋葉重雄
11番	大塚秀行	12番	脇田章子
13番	清宮惠理子	14番	小林直樹
15番	市原律子	16番	高橋芳和
17番	齊藤憲次		

<欠席委員> (0名)

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長	森田悟
次長補佐	有富裕和	農地活用班長	小野澤淑子
農地保全班長	黒川聖治	農地審査班長	森末豪
農地指導班長	田中正直		

	開 会 (午前10時00分)
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまより、令和7年度第6回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中<u>17人</u>で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1 「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 3番 小川 友安 委員 議席番号 5番 芳澤 和哉 委員</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページから6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります埼玉県和光市新倉に在住の方が、義務者であります、花見川区幕張町3丁目に在住の方が所有する同区同町の農地を新規就農のため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、キウイフルーツを予定しております 次に第2項です。</p> <p>お手元の資料7ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります稻毛区園生町に在住の方が、義務者であります、美浜区磯辺5丁目に在住の方他1名が所有する若葉区大草町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ラッカセイを予定しております。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>次に第3項です。</p> <p>お手元の資料8ページから9ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区富田町に在住の方が、義務者であります、</p>

事前審査第2班 (横山班長)	<p>ます、柏市柏に在住の方が所有する若葉区富田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております</p> <p>次に第4項です。</p> <p>お手元の資料10ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります美浜区新港に在住の方が、義務者であります、美浜区幸町2丁目に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ニンジン、サトイモ等を予定しております。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>お手元の資料11ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区下大和田町に在住の方が、義務者であります、東京都江戸川区船堀1丁目に在住の方が所有する緑区下大和田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>次の第6項及び7項は議案第4号第2項と関連、一体案件となっておりますので、議案第4号第2項の説明時に一括して説明させていただきます。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>事前審査の内容について、補足でご説明いただく事項はありましたでしょうか。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>第1項について、面接案件でした。委員から、権利者は県外から通うことですが、本当に通って営農出来るかとの質問や、営農が出来なくなった時の野生化を心配していると意見がありました。これに対して、移住前提で考えており、作業はそれほど多くないうえ、現地にも1時間弱で行けるので問題ないと回答がありました。</p> <p>次に、この方は収穫体験がメインだが、体験農園で経営が成り立つか、また収穫体験が失敗した時の次の戦略はあるかとの質問に対し、体験農園を自分でやりたくて農業を始めたいと思ったこと、自身でも集客は課題と認識しているとの回答がありました。委員の意見としては、集客方</p>

事前審査第2班 (横山班長)	法をきちんとしないと経営が成り立たないことや、商品に差別化が必要なこと、失敗した時の次の戦略を考えることがあがりました。 第2項については、他の農地はどこにあるかと質問がありましたが、今回の農地の近接で営農をしていると回答がありました。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいいたします。
橋本委員	第1項について、千葉市で情報公開されている花見川区の賃借料は最高で平方メートルあたり14円、最低は5円で、平均一反歩あたり1万円ほどが相場となっております。今回の賃借料は極めて高く、地域調和要件では、地域の賃料を著しく引き上げるおそれがある場合は要件に合致しないとなっています。今回はどうして地域調和要件に合致したのかお聞きしたいです。
事務局	平均より高い値段にはなっていますが、交渉の際に、果樹園のリスクやインターチェンジから近い立地条件などがあり、地主側の意向で相場より高くなりました。地域の実勢の借地よりかなり高額の場合は地域調和要件に反するのですが、想定されるケースとしては、大規模な法人が参入し、その地域の賃貸借の貸剥がしが起こる恐れがあるような場合等です。今回は特殊な事情があったと判断し、地域調和要件に反しないという判断をしました。
橋本委員	わかりました。 そのような法人参入がある場合は、市が公開している周辺の額を示して指導して欲しいです。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号第1項から第5項について許可することに賛成の方は挙手願います。
議場	―― 挙手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第5項について許可と決定いたします。

議長 (長谷部会長)	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>第1項及び第2項については議案書に記載がございませんが、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料17ページから20ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を車両置場用地とするため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北ICの南東に約1.5キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、下水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に幼稚園と病院がある土地は第3種農地、その他の土地は市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、安全鋼板を設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>お手元の資料21ページから24ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を車両置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉市立越智中学校から北に約500メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断</p>

事前審査第2班 (横山班長)	し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 事前審査の内容について、補足でご説明いただく事項はありましたでしょうか。
事前審査第2班 (横山班長)	第1項及び第2項はいずれも現地調査を行っております。 第1項につきましては、もともと一帯を地主が耕作していましたが、高齢で全て管理できないため転用したということでした。転用部分は荒れていて、隣地で地主が引き続き家庭菜園等で耕作をしていくとのことでした。 第2項に関しましては、既存施設の隣地を新たに転用するというものです、現地は木も生え荒廃している状況でした。隣接農地より地盤面が少し高いが、ブロックを積むことで対応するとのことでした。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願ひします。
長谷部会長	安全鋼板の高さはどの位なのでしょうか。
事務局	2m50cmとなっております。
長谷部会長	あまり高すぎると周囲から見通しが悪く、近隣の方にご迷惑をかける事もあるので、仮に許可書を出すときは2m50cmでなく2mくらいに抑えるような指導をお願いしたい。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	―― 挙手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班 (横山班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料25ページをご参照ください。</p> <p>本件は、令和7年5月19日付千葉市指令農委第5号の18において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。</p> <p>変更の理由は、当初許可後に測量を行った結果、面積に変更が生じたというものです。</p> <p>変更内容は、転用面積が282.85平方メートルから283.21平方メートルに、合計転用面積が、586.24平方メートルから586.60平方メートルに変更となります。</p> <p>事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、議案第3号は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>事前審査の内容について、補足でご説明いただく事項はありましたでしょうか。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>事前審査では、意見等ございませんでした。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
議場	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号については承認する方に賛成の方は、挙手願います。</p> <p>―― 挙手 ――</p> <p>賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、御説明願います。</p>

事前審査第2班 (横山班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>資料は26ページから28ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。</p> <p>本件は、千葉市富田都市農業交流センターの指定管理者である富田町管理運営組合が、コスモス等の開花時期に来園者が増加するため、近隣の畠1筆の一部、2,912平方メートルを、一時的に「利用者駐車場」として使用したいというものです。</p> <p>使用にあたり、造成などの工事はなく、排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>一時転用期間は、許可日より令和7年10月28日までとなります。</p> <p>次に、第2項です。</p> <p>第2項は現地調査を実施しました。</p> <p>本件は、議案書4ページの議案第1号第6項との関連案件、議案第1号第7項との一体案件となりますので、一括してご説明いたします。</p> <p>資料は13ページから16ページの位置図・公図・土地利用計画図・資金計画書を御覧ください。</p> <p>本件は、東京都千代田区に本店を置く法人が、緑区大木戸町に在住の個人が所有する畠1筆において「営農型太陽光発電設備」を設置するというものです。</p> <p>議案第1号第7項においては、太陽光パネル設置にあたり、農地の上空を利用するため、区分地上権を設定します。</p> <p>議案第4号第2項においては、農地に設置する支柱等の部分について一時的に転用します。</p> <p>施設の概要としては、パネル枚数390枚、農地接地面積は84.28平方メートルで、出力は230.1キロワットとなります。</p> <p>一時転用期間は、申請地が第2種農地であることから、許可日から10年間となります。</p> <p>また、議案第1号第7項の区分地上権についても、同じく10年間で設定されます</p> <p>議案第1号第6項は、権利者であります稻毛区弥生町に本店の所在する農地所有適格法人が、営農型太陽光発電設備の下部の農地を経営規模拡大のため、解除条件付き賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ダイズを予定しております。</p> <p>事前審査第2班といったしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
-------------------	--

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 事前審査の内容について、補足でご説明いただく事項はありましたでしょうか。
事前審査第2班 (横山班長)	第1号第6項及び7項、第4号第2項について、委員から本権利者は市内で営農型太陽光発電での経営面積が多いことから、全体の経営面積や品目、栽培状況、収量はどれくらいか、また大豆は連作して大丈夫かと質問がありました。加えて、現地の状況を把握し、かつ話を聞いてから本案件の決をとりたいという意見が出ました。 現地での聞き取り内容としては、大豆は1人で栽培し、雇用は10人とのことで、連作障害対策として冬場に麦を栽培するなど輪作で対応し、現在まで問題は無いということでした。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願ひいたします。
橋本委員	一般的に営農型は農用地か第1種農地の一時転用として認められるが、今回は第2種農地で営農型をやる理由を教えてください。 また、この第2種農地の選定にあたり、市街地から500m以内ということですが、ここは県の土地開発公社が開発した場所です。工場を誘致した場所を市街地として扱うことについて、但し書きがあれば教えてください。
事務局	まず1点目の農地選定につきましては、昨年度一区画挟んだ所で同じ形態で許可したところがございまして、同じ営農者と発電事業者が規模拡大のため周辺農地の地権者に話をしていた中で、今回の農地の地権者が15年ほど休耕しており、農地として残ることと周りでもやっていることで話があったということです。 また、農地種別については、資料にありますとおり、市街化区域から500m以内、市街地等から500mというところで第2種農地と判定しました。
橋本委員	市街地から500mという事は理解しているが、研究開発施設の工業地で人が住めない区域ですので、どのように扱うのかを教えてください。
事務局	市街地は必ずしも住宅という定義ではなく、宅地化されている区域として判断されているため、住宅及び工業地も含めて市街化地域として扱っています。

橋本委員	<p>一般的に居住関係があるところを市街地といい、全く人も住めない工業地を市街地というのは危険だと思います。</p> <p>次に太陽光について、実施場所に問題があると感じます。今回の申請箇所の2つ隣のブロック、また反対側の調整区域にも大規模な太陽光発電があります。</p> <p>畑がこのように変わるのは忍び難い。公共投資されていないところや傾斜地等ならやむを得ないと思うが、公共投資の入っているであろうこの地がそうなるのは残念です。</p>
事務局	<p>地権者はご高齢の女性で、体の動くうちは耕作されていましたが、ご子息は就労していて農家の経験がないため、なかなか難しい状況のようです。ご子息の意向で営農型太陽光という形にはなりますが、農地として残ることは意向に叶うとのことです。今後、営農の状態等を随時確認して適正な指導を行いたいと思います。</p>
橋本委員	<p>営農型太陽光発電については、大木戸地区については注視していただきたいと思います。</p> <p>地元で後継者がなく遊休農地化してしまうなどの相談がありましたら、私も農地銀行や大規模に農業を行っている農地所有適格法人の話をしに行くので、太陽光のみの選択にならないように指導をよろしくお願いいいたします。</p>
長谷部会長	<p>太陽光発電の設置について、農業委員として考えなくてはいけない時期に来ていると思います。食を確保していくためにも、若い農業者に積極的に農地を誘致してあげる利用法もあります。営農型が悪いというわけではありませんが、地域に偏りがあると感じます。</p>
清宮委員	<p>今回の営農型は遮光率30%ですので、それなりにうまくやれば作物は作れると思いますが、事前審査の段階で、実際に営農されている方が農業者としてどれだけの知識をもって耕作しているのかを確信できませんでした。質問をするとそれなり回答はあり、収量も80%あるとの事でしたが、明解な印象はありませんでした。当該事業者は大規模に営農型を行っている法人ですので、実際の収量を把握して欲しいと思います。違う人がやれば収量も上がるのではないかと思っています。営農型を成功させるにはきちんとした作物が作れる事が前提であり、それを納得させるデータを出して納得させて欲しいです。</p> <p>また、売電価格が20円とかなり高いのでその理由を説明していただきたいです。</p>

事務局	<p>令和5年の同法人の実績報告では、収量は確保できています。ただ、営農計画がしっかりと実施されているかは随時、実績や報告の状況確認しながら指導していきます。</p> <p>売電価格については、脱炭素推進課に確認を取りました。今回の契約方式は電力小売りの契約方式なのですが、営農型太陽光の契約方式は市場にあまり出ていないため相場はわかりかねますが、この価格は決して高くないと確認は取れました。一般家庭電気料金はキロワットアワーあたり30円前後ということで、今後発電事業者と小売り事業者と千葉市との3者契約になり、実際千葉市は小売り事業者と契約いたします。小売業者を今後、プロポーザル企画提案方式で選定することとなります。その中でその20円がどうかという事は再度精査しますが、収支のシミュレーションで、当初、上がってきた金額はこれ以上高かったので、再度見直しを依頼しましてこの価格となりました。</p>
橋本委員	<p>売電価格について、今まででも14円位だったと思うが、20円はどこから出てきた価格なのでしょうか。</p> <p>またこの法人は、あまり成果が上がっているように見えず、本当に農業技術があるのだろうかと疑問に思います。1つの提案なのですが、営農型でもメンバーの中に農業士等の専門的な人を入れるようにすることはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見として参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>売電単価に関しましては昨年度の案件同様20円です。経費に対して事業継続するために単価設定するのですが、営農型太陽光の場合は平型太陽光よりも経費がかかるため、売電単価は高くなると認識しています。</p>
長谷部会長	<p>橋本委員がおっしゃっていることは、将来の千葉市の農業を考えると、今は極めて難しい時期だと感じます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	―― 挙手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。

議長 (長谷部会長) 事前審査第2班 (横山班長)	<p>次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたします。</p> <p>それでは、第1項から第7項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。</p> <p>意見聴取後、県から権限移譲を受けた市が農用地利用集積等促進計画を認可し、貸借が成立します。</p> <p>第1項は、緑区あすみが丘東在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方が所有する同区同町の畠1筆、面積3,095m²に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目はニンジン、カブ、ショウガです。</p> <p>第2項は、緑区越智町在住の農家の方が、同区高津戸町在住の方が所有する同区大高町の畠1筆、面積1,504m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はニンジン、サツマイモ、ネギです。</p> <p>次に9ページをご覧ください。</p> <p>第3項から第4項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>美浜区稻毛海岸在住の農家の方が、緑区越智町在住の方、他1名が所有する同区同町の田2筆、合計面積1,910m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は水稻です。</p> <p>次に10ページをご覧ください。</p> <p>第5項から11ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>千葉県富里市に所在のある農地所有適格法人が、緑区高田町在住の方、他2名が所有する緑区誉田町2丁目及び高田町、平山町の畠5筆、合計面積11,345m²に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目はコマツナです。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
--	---

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願ひします。
橋本委員	就農に困っている若手からの相談がありましたら、農業委員・推進委員に相談し新規就農に繋げていただきたい。
事務局	ご意見をいただきありがとうございます。 ご相談があった場合は委員の方にご相談させていただきながら対応していきたいと思います。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	―― 挙 手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第1項から第7項について「意見なし」と決定いたします。
	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。
	事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の12ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、2件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の13ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、15ページまでに17件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の16ページをご覧ください。報告第3号

事務局	<p>「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があつたもので、議案書の20ページまでに32件ございました。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。報告第4号</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、3件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。報告第5号</p> <p>「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、23ページまでに35件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があつたもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
橋本委員	第3項について、合意解約した理由がわかれば教えていただきたいです。
事務局	経営的な面です。
橋本委員	経営中止でしょうか。
事務局	経営縮小と聞いております。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。 以上をもちまして、令和7年度第6回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

議長 (長谷部会長)	委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。
	閉　　会　(午前11時11分)